

答申第141号
平成23年9月30日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成23年3月17日付神交総第787-1号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務表」

「1995年5月～1996年5月の三宮駅の勤務表」

「1996年5月～1997年6月の長田駅の勤務表」

「1997年6月～1998年5月の三宮駅の勤務表」

「1998年5月～1999年5月の長田駅の勤務表」

「1999年5月～1999年12月の三宮駅の勤務表」

「2000年1月～2000年7月の名谷乗務区7班車掌の勤務表」

「2001年7月～2002年6月の苅藻乗務区5班の勤務表」

「2002年7月～2005年10月の名谷乗務区3班の勤務表」

「2005年8月～9月に投書された地下鉄乗務員薬物使用に対する投書」

「2007年11月にあった上沢駅に関する報告書」

の請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

- (1) 本件請求に対し、「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務表」など計9件の勤務表及び「2007年11月にあった上沢駅に関する報告書」について、実施機関が行った公文書を保有していないことによる非公開決定は妥当である。
- (2) 「2005年8月～9月に投書された地下鉄乗務員薬物使用に対する投書」について、別表に記載する記録を本件請求に該当する公文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求を行った。
 - 「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務表」
 - 「1995年5月～1996年5月の三宮駅の勤務表」
 - 「1996年5月～1997年6月の長田駅の勤務表」
 - 「1997年6月～1998年5月の三宮駅の勤務表」
 - 「1998年5月～1999年5月の長田駅の勤務表」
 - 「1999年5月～1999年12月の三宮駅の勤務表」
 - 「2000年1月～2000年7月の名谷乗務区7班車掌の勤務表」
 - 「2001年7月～2002年6月の苅藻乗務区5班の勤務表」
 - 「2002年7月～2005年10月の名谷乗務区3班の勤務表」
 - 「2005年8月～9月に投書された地下鉄乗務員薬物使用に対する投書」
 - 「2007年11月にあった上沢駅に関する報告書」
- (2) 神戸市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、不存在とされた公文書の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成23年3月10日付の審査請求書、平成23年6月3日付の意見書及び平成23年6月7日付の電子メールによる補足意見から要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求した文書は基本的に数年保管するよう、交通局公文書管理規程に定められているので、文書にした事例は必ず保管しなければならないのに、勤務表は1年で処分し、投書と上沢駅の報告書は文書すら初めから無いと回答された。投書は文書で投稿され、報告書は事項があれば必ず報告書を作成する。

交通局にとって都合の悪い内容のため、隠蔽または廃棄してしまっている場合はコンプライアンス条例に抵触している場合があるので、その旨を考慮したうえで突き詰めていただきたい。

公文書を保有していないことによる非公開決定を取り消し、文書の公開を求める。

4 諮問庁の主張

諮問庁の主張を、平成 23 年 5 月 20 日付の非公開理由説明書及び平成 23 年 5 月 25 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 各勤務表

公開請求された勤務表とは、各駅の「勤務予定表」及び乗務職員の「班別交番表」のことであり、個人毎の出勤日、休日を示した月単位の勤務予定一覧表である。「勤務予定表」は駅務職員の勤務体制を管理する統合管区、また、「班別交番表」は乗務職員の勤務体制を管理する名谷及び荻藻乗務区において、それぞれ作成した後、所属職員が確認できるよう、各駅及び乗務区に掲出している。

審査請求人は、請求した文書は交通局公文書管理規程に基づき保管が定められており、数年間保管されていると主張しているが、勤務表は交通局公文書管理規程に基づき管理しており、同規程で定められた公文書分類表により保存期間を 1 年と定めている。

このため、公開請求で指定された年月の勤務表については、全てが保存期間の経過に伴い、既に文書廃棄しており、保有していない。

(2) 「2005 年 8 月～9 月に投書された地下鉄乗務員薬物使用に対する投書」

交通局への投書としては、市長への手紙、交通局あて E メールなどのほか、地下鉄各駅に設置している「メッセージBOX」への投函がある。これらの文書は交通局公文書管理規程に基づき管理しており、同規程で定められた公文書分類表により保存期間を 3 年と定めている。本来であれば、平成 19 年度以降の文書を保管しているところであるが、地下鉄運輸サービス課には平成 17 年度（2005 年度）以降の文書を保存期間経過後も文書廃棄せず保管していた。

このため、公開請求で指定された年月に属する地下鉄乗務員薬物使用に対する投書について、保管書類を検索、確認した結果、平成 17 年度（2005 年度）の投書 248 件のうち、地下鉄乗務員薬物使用に対する投書は存在しなかった。

(3) 「2007 年 11 月にあった上沢駅に関する報告書」

地下鉄に関する報告書については、高速鉄道事故等復旧対策要綱、及びこれに基づく事故等報告要領に基づき、「運転事故報告書」、「輸送障害及びインシデント報告書」、「死傷及び物件事故報告書」、「普通報告書」の 4 種類が定められており、事故等が発生した場合に、対応を行った係員が報告することとしている。作成された報告書は最終的に安全対策係で内容、日付等を確認し、整理、保管している。

報告書は交通局公文書管理規程に基づき管理しており、同規程で定められた公文書分

類表により保存期間を5年と定めている。

このため、整理、保管している文書の中から、公開請求で指定された年月の上沢駅に関する報告書について、検索、確認を行った。この結果、平成19年(2007年)11月に作成された報告書は75件であり、このうち、上沢駅に関する報告書は存在しなかった。

(4) 結論

以上のとおり、原決定における不存在とする理由について、不合理な点を見出せないことから、諮問庁は原決定を維持することが適当であると考えます。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

審査請求人が公開請求を行った文書は、「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務表」など計9件の勤務表、「2005年8月～9月に投書された地下鉄乗務員薬物使用に対する投書」及び「2007年11月にあった上沢駅に関する報告書」である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、審査請求人は、非公開決定を取り消し、文書を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件請求文書それぞれの存否である。

以下、検討する。

(3) 「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務表」など計9件の勤務表について

実施機関によると、勤務表とは、各駅の「勤務予定表」及び乗務職員の「班別交番表」のことであり、個人毎の出勤日、休日を示した月単位の勤務予定一覧表である。勤務表は管区及び乗務区において作成され、保管されている。また、交通局公文書管理規程に基づき管理しており、同規程で定められた公文書分類表により、保存期間は1年と定められている。

本件請求文書である計9件の勤務表は、いずれも公開請求のあった時点で既に保存期間を経過していた。保存期間の経過に伴い文書を廃棄したという実施機関の主張に不合理な点はなく、文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

したがって、各勤務表について、実施機関が行った公文書を保有していないことによる非公開決定は妥当である。

(4) 「2005年8月～9月に投書された地下鉄乗務員薬物使用に対する投書」について

実施機関によると、交通局への投書としては、市長への手紙、交通局あてEメールなどのほか、地下鉄各駅に設置している「メッセージBOX」への投函がある。地下鉄に関する投書は、地下鉄運輸サービス課が直接受け付けるほか、各駅で受け付けた場合も管区を経由して同課へ報告することとしており、同課において集約している。

公開請求で指定された年月の文書については、交通局公文書管理規程に基づく公文書分類表により保存期間を3年と定めており、すでに保存期間を経過していたが、実施機関では、過去の投書を参照するなど業務上の必要性から保存期間経過後の文書も保存し

ており、平成 17 年度（2005 年度）以降の文書が存在していた。

実施機関では投書を年度毎にファイルに綴じて整理、保管している。審査会は、投書の件名一覧表の作成及びファイル現物の提出を求め、公開請求で指定された年度の投書 248 件について内容を実際に確認したが、地下鉄乗務員薬物使用に対する投書は見当たらなかった。

さらに、実施機関に対し、地下鉄乗務員薬物使用に対する口頭による申し出の有無について確認したところ、平成 17 年（2005 年）8 月に、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出があり、その記録として「乗務区苦情受付票」、「市民の声処理票」及びその添付文書が存在することが分かった。実施機関は、当該記録は職員個人の人事、指導に関する情報として保存しているものであり、また、投書ではなく口頭による申し出であることから、請求された公文書に該当するものではないと判断している。

公開請求書に記載されているのは投書であるが、請求の趣旨については、必ずしも投書という形式にこだわった文書開示を求めたわけではなく、地下鉄乗務員薬物使用に関して寄せられた情報についての何らかの記録の開示を求めたものであると広くとらえるべきであり、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出があったことを記録した文書が存在するのであれば、審査請求人の公開請求の趣旨に合致するといえることができる。

このように請求の趣旨を広くとらえるのであれば、上記の記録以外に、請求の趣旨に合致する口頭による申し出の記録が存在するかについても確認する必要がある。

実施機関によると、乗客等から口頭で意見、苦情等が寄せられた場合には、対応を行った係員は「市民の声処理票」に記録し、管区や乗務区を経由し、地下鉄運輸サービス課へ報告することとしており、同課において集約している。

実施機関では、口頭による苦情、要望関係の記録を年度毎にファイルに綴じて整理、保管しており、投書と同様に平成 17 年度（2005 年度）以降の文書が存在していた。審査会は、記録の件名一覧表の作成及びファイル現物の提出を求め、公開請求で指定された年度の記録 298 件について内容を実際に確認したが、上記の記録以外に、地下鉄乗務員薬物使用に関する記録は見当たらなかった。

以上より、実施機関においては、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出の上記記録について、本件請求に該当する公文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

(5) 「2007 年 11 月にあった上沢駅に関する報告書」について

実施機関によると、地下鉄に関する報告書については、高速鉄道事故等復旧対策要綱、及びこれに基づく事故等報告要領に基づき、「運転事故報告書」、「輸送障害及びインシデント報告書」、「死傷及び物件事故報告書」、「普通報告書」の 4 種類が定められており、事故等が発生した場合に、対応を行った係員が報告することとしている。これらの報告書は、管区や乗務区を経由し、地下鉄運輸サービス課に報告することとしており、同課において集約している。また、交通局公文書管理規程に基づき管理しており、同規程で

定められた公文書分類表により保存期間を5年と定めている。

実施機関は報告書を年度毎にファイルに綴じて整理、保管している。審査会は、報告書の件名一覧表の作成及びファイル現物の提出を求め、公開請求で指定された年月の報告書75件について内容を実際に確認したが、上沢駅に関する報告書は見当たらなかった。

なお、実施機関によれば、平成19年(2007年)11月に、職員が業務と関係なく上沢駅の線路内に立ち入ったことがあるが、実施機関は職員個人の人事、指導に関する情報として確認しているもので、報告書は作成していない。

したがって、上沢駅に関する報告書について、実施機関が行った公文書を保有していないことによる非公開決定は妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

本件請求に対し、対象文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべき文書	平成17年(2005年)8月に、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出について記録した「乗務区苦情受付票」、「市民の声処理票」及びその添付文書
--------------------------------------	--

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成23年3月17日	—	* 諮問書を受理
平成23年5月20日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年5月25日	第246回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成23年6月6日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成23年6月22日	第247回審査会	* 審議
平成23年8月8日	第248回審査会	* 審議
平成23年9月13日	第249回審査会	* 審議
平成23年9月26日	第250回審査会	* 審議